

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：34205

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24830103

研究課題名(和文)「市民による教育事業」における子ども支援の生成と展開に関する実証的研究

研究課題名(英文)The Creation and Development of "Support" for Children at "Civilian Educational Work

研究代表者

武井 哲郎 (TAKEI, Tetsuro)

びわこ成蹊スポーツ大学・スポーツ学部・助教

研究者番号：50637056

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円、(間接経費) 720,000円

研究成果の概要(和文)：(1)子どもの教育的ニーズは保護者であっても把握し難いことを前提としたうえで、「市民による教育事業」が果たす役割や機能を議論しなければならないこと、(2)社会や学校で困難な状況に置かれる子どもへの支援を行うためには、大人と子どもとの間に一対一の関係性ではなく一対多の関係性を築くことが肝要となること、(3)子どもに対する支援の制度化に向けて、「市民による教育事業」は教育・福祉分野の公的機関と緊張感のある互恵的な関係を築かねばならないことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：(1) When we discuss the role and the function of "Civilian Educational Work", we have to recognize that it is difficult to comprehend the special educational needs. (2) We must examine the activities of "Civilian Educational Work" from the viewpoint of "Support" for children and discuss the art of "Support". The adults who are engaged in "Civilian Educational Work" need to construct the relationship which is open to all children. (3) In order to institutionalize "Support" for children, it is necessary for "Civilian Educational Work" to construct both tense and reciprocal relations with educational institutions and social-service agencies.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：ボランティア 親の会 フリースクール 特別支援教育支援員 教育的ニーズ 教育課程特例校

1. 研究開始当初の背景

近年、公立学校の外部で活動を進める保護者・地域住民の位置づけを再定位する動きが次の二つの位相において広がっている。第一に、保護者・地域住民による学校経営や教育活動への参画を促す制度が整えられてきた。学校運営協議会の法制化(2004年)や学校支援地域本部の設置(2008年)など、学校の経営に携わるだけでなくその活動を支援する存在として、保護者・地域住民が組織化されている。第二に、オルタナティブな教育を模索する「親の会」やフリースクールが公教育の中に組み込まれつつある。ガバメントからガバナンスへの転換が求められる中であって、「親の会」やフリースクールとの間にパートナーシップを築こうとする公的セクターの動きが見られる。保護者・地域住民による学校経営や教育活動への参画を促すのであれ、オルタナティブな教育を模索する「親の会」やフリースクールを公教育に組み込むのであれ、そこでは学校教育の閉鎖性や画一性を打破する契機となることに期待が寄せられ、両者は「市民による教育事業」と総称されてきた。さらに、申請者自身、「市民による教育事業」の活動を分析する際には個別性への配慮と応答を意味する支援という概念の援用が有効であり、社会や学校で困難な状況に置かれる子どもへの支援を担う先駆的な事例として「市民による教育事業」を位置づける必要があることを明らかにしてきた。

ところが、保護者・地域住民の位置づけを再定位することが子どもの成長や発達を保障するうえでいかなる意義と課題を有しているのか、これまでの議論は十分に検討してこなかった。より具体的に言えば、「市民による教育事業」で行われる子どもへの支援実践を分析する際の課題として、次の二点が指摘できよう。第一に、大人によって充足されるべき子どものニーズがあるという前提に立つことなく、大人と子どもの関係性を

支援という観点から問い直す必要がある。障害者や高齢者のニーズを支援者が発見するまでのプロセスについて福祉分野では議論がなされているが、「市民による教育事業」においても子どものニーズを大人が同定するまでのプロセスそのものを問題としなければならない。第二に、支援の制度化に伴うジレンマを乗り越え、子どもを取り巻く支援のネットワークを構築する方途を見定めねばならない。福祉分野では、支援が継続される制度を設けることで新たな規範やルールが生じ、支援の画一化・規格化・標準化を招くことに懸念が示されてきた。ある特定の属性を持つ子どもを支援の対象からとりこぼすことがないように、「市民による教育事業」を核としてどのようなネットワークを構築すべきなのかを検討する必要があると言える。

2. 研究の目的

以上をふまえ、本研究では、社会や学校で困難な状況に置かれる子どもに対して「市民による教育事業」が果たす役割や機能を、ミクロ・マクロ双方の視点から支援という概念に依拠しながら明らかにすることとした。より具体的に言えば、本研究の目的は、次の二点にまとめることができる。

第一に、ミクロな分析として、子どもに対する支援の難点と技法を実証的に明らかにする。個別性への配慮と応答に重きを置く支援を進めるためにはそれぞれの子どもが有するニーズを同定しなければならないが、障害者や高齢者が自由にニーズを表出できないのと同様に、発達の段階や障害の程度によって子どもからどこまでニーズが表出されるかは左右される。子どものニーズを同定するまでのプロセスで大人はどのようなアポリアに直面し、いかなる立場に置かれることになるのか、子どもに対する支援の持つ難点に迫ることがまずは必要となる。そのうえで、支援が安易なパターンリズムへと転化することがないように、「市民による教育事業」は子どもとの間でどのような関係を取り結ぶべきかを検討し、支援の持つ難点を乗り越えるための技法を明らかにすることとした。

第二に、マクロな分析として、支援の制度化を可能とするネットワークの諸相を明らかにする。保護者・地域住民の位置づけを再定位する動きの中で、「市民による教育事業」が公的セクターとパートナーシップを結ぶことは、安定性・継続性のある支援を行うために確かに重要だろう。しかし、公的セクターとパートナーシップを結ぶことによって支援が画一化・規格化・標準化し、子どもを取り巻く支援のネットワークに排除の論理が駆動することは避けねばならない。画一化・規格化・標準化の進展をいかにして食い止め、あらゆる子どもの受け入れが可能な開放性のあるネットワークをどのように構築することができるのかを検討することとした。

3. 研究の方法

(1) まず、ミクロな視点から「市民による教育事業」が果たす役割や機能を分析するため、障害のある子どもが「通常の学級」に就学できるよう、その条件整備を要求・実現してきた保護者・地域住民のボランティアによる集まりを対象とする調査・分析を行うこととした。具体的には、子どものニーズを大人が同定しようとするプロセスを、両者が取り結ぶ関係やその背後にある認識に焦点を当てながら検討するため、解釈や意味の探求に長けた質的研究のパラダイムに依って分析を進めることとした。「通常の学級」への就学を選択する保護者・地域住民のボランティ

アに着目する第一の理由として、就学先の決定は子どもの利害を代弁するよう求められた保護者の立場が問われやすい場面であることが挙げられる。保護者は、子どもの将来にとって何が正しい選択なのかに思い悩まねばならず、支援の持つ難点に迫るうえで見逃せない問題が潜んでいると考えた。「通常の学級」への就学を選択する保護者・地域住民のボランティアに着目する第二の理由として、障害のある子どもが「通常の学級」で生活できる環境を整えるためには支援に付随する葛藤や限界をその場その場で乗り越えねばならないことが挙げられる。発達の段階や障害の程度によって子どもからどこまでニーズが表出されるかは左右されるため、ニーズの同定と充足に際して保護者・地域住民のボランティアには即興的な対応が求められる。それゆえ、障害のある子どもと教室で向き合うボランティアの実践には、支援の持つ難点を乗り越えるための技法が顕在化しやすいと考えた。

(2)次に、支援の制度化を可能とするネットワークの諸相を明らかにするため、公的セクターとのパートナーシップに乗り出したフリースクールを対象とする事例研究を行うこととした。具体的には、1990年代から不登校の児童・生徒が集う居場所を運営し、公的セクターとの対立も辞さずに多様な背景を有する子どもを受け入れてきたにもかかわらず、2000年代に入ってから公設民営のフリースクールを開設するに至った団体の事例に着目し、安定的・継続的な運営基盤を得ることでフリースクールの内部にいかなる変化が生じるのか、そして多様な背景を持つ子どもたちを受け入れるために教育機関・医療機関・福祉機関とどのようなネットワークを築いているのかという点に迫ることとした。公設民営のフリースクールという全国的に見ても稀少な事例を対象とすることは、安定性・継続性のある支援を実現するための道筋を見定めるうえで、研究上の意義を有すると考えた。

4. 研究成果

(1)障害のある子どもが「通常の学級」に就学できるよう、その条件整備を要求・実現してきた「親の会」を対象とする調査について、その結果をまとめることで、子どもに対する支援の難点を明らかにした。子どもの教育的ニーズが把握できないなかで、保護者だけに負担や責任を課されているような状況に対しては、「親の会」として異議を申し立てることができる。しかしながら、子どもの学習や生活に直接の影響が及びうる問題については、「親の会」として声を上げることが難しい。子どもの教育的ニーズは保護者であっても把握し難いことを前提としたうえで、「市民による教育事業」が果たす役

割や機能を議論する必要があると言える。

(2)障害のある子どもが「通常の学級」で生活できる環境を整えるための活動を続けてきた保護者・地域住民のボランティアを対象とした調査・分析を行うことで、子どもに対する支援の技法を明らかにした。発達の段階や障害の程度によって子どもからどこまでニーズが表出されるかは左右されるため、ニーズの同定と充足に際して、保護者・地域住民のボランティアには即興的な対応が求められる。子どもに対する支援の技法として、以下の二点を明らかにすることができた。

ボランティアが障害のある子どもにだけ特別な配慮を加えていると、障害に由来する差異がより一層目立つ結果となり、学びの場に潜むスティグマを維持・強化する可能性がある。ボランティアがある特定の属性を持つ子どもにだけ対処するのではなく、あえて全ての子どもに開かれた関係性を構築することで、スティグマが生まれにくい環境を作る必要がある。

ボランティアが、障害の有無にかかわらず学級内の子どもと一対多の関係性を構築し、同質性を前提とする学級空間に異質な論理を持ち込むことができれば、学びの場における差別や排除の構造にゆらぎをもたらすことに繋がる。

(3)公設民営のフリースクールが教育機関や福祉機関とどのような関係にあるのかについて調査を行い、支援の制度化を可能とするネットワークの諸相に迫った。フリースクールというのは、財政的・制度的基盤は脆弱であるものの、学校生活に困難を抱えた子どものニーズに柔軟な対応をしてきたという点で、「市民による教育事業」の代表的事例といえる。子どもに対する支援の充実に向けて、フリースクールと教育機関・福祉機関は緊張感のある互恵的な関係を築かねばならないことが、インタビュー調査によって明らかとなった。

(4)その他、「市民による教育事業」が果たす役割や機能を分析するための視座を得るため、教育課程特例校制度を対象とした調査へも参加した。自治体独自のカリキュラムの編成・実施を可能とする教育課程特例校制度を活用することで、「ものづくり・デザイン科」(富山県高岡市)や「美郷科」(宮崎県美郷町)といった新たな教科が設置されている。「ものづくり・デザイン科」や「美郷科」においては、各学校が地域との連携を図りながら授業を展開する必要があり、「市民による教育事業」の一類型と見ることができ。 「市民による教育事業」が学校の教育活動の充実に資する可能性を有していること、そのためには市町村教育委員会によるマネジメ

ントが重要となることを明らかとした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

武井哲郎、特別支援教育における「親の会」の役割と限界 親と子の関係性に着目して、人間発達研究所紀要、査読有、第27号、2014、2-14

押田貴久、武井哲郎、へき地小中一貫校における教育内容と教育方法のスタンダード化 郷土を学ぶ「美郷科」を事例として、宮崎大学教育文化学部紀要 教育科学、査読無、第30号、2014、29-39、<http://ir.lib.miyazaki-u.ac.jp/dspace/handle/10458/4823>

武井哲郎、梅澤希恵、町支大祐、村上純一、教育課程特例校制度の影響と課題 教育委員会の意図と学校・教員の実施状況に着目して、教育制度学研究、査読有、第20号、2013、167-182

村上純一、梅澤希恵、武井哲郎、町支大祐、地域文化を活かした自治体独自のカリキュラム開発 宇土市と諏訪市を事例として、教育行政学論叢、査読無、第33号、2013、257-272、

<http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/handle/2261/55860>

[学会発表](計2件)

武井哲郎、保護者・地域住民による教育活動への参加が有する両義的機能、日本教育行政学会第48回大会、2013年10月13日、京都大学

武井哲郎、梅澤希恵、町支大祐、自治体独自カリキュラムが教員の実践と子どもの学びに及ぼす影響 教育課程特例校制度に焦点を当てて、日本教育制度学会第20回大会、2012年11月17日、岡山大学

6. 研究組織

(1)研究代表者

武井 哲郎 (TAKEI, Tetsuro)

びわこ成蹊スポーツ大学・スポーツ学部・助教

研究者番号：50637056